

平成29年度

相談支援事業所 集団指導資料

平成30年3月19日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課
障害事業者係

岡山市事業者指導課ホームページ

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00003.html

目 次

日時：平成30年3月19日

場所：岡山ふれあいセンター

《ページ》

1	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容について	
	(1) モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）	2
	(2) 相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）	4
	(3) 基本報酬の見直し	5
	(4) 特定事業所加算の拡充（計画相談支援・障害児相談支援）	9
	(5) その他の加算の創設・見直し	11
2	相談支援事業所が実施主体になり得る新サービスについて（自立生活援助）	
	(1) 実施主体について	14
	(2) 人員に関する基準	14
	(3) 設備に関する基準	15
	(4) 基本報酬について	15
	(5) 運営に関する基準	15
	(6) その他留意点	16
	(7) 指定申請について	16
3	その他	17
	資料	
	「自立生活援助に係る事業者の指定申請に係る提出書類の一覧表」	18
	「変更届に係る添付書類確認表」	19
	「平成30年4月以降の報酬算定に関わる手続等について（お知らせ）」	21

1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容について

(1) モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- モニタリングについて、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直すことにより、頻度を高める。
- モニタリング時以外にも、毎月のサービス利用状況を、サービス提供事業者から特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に報告する。

モニタリング実施標準期間の見直し

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

現行	見直し後
利用開始から3月を経過するまで1月間	利用開始から3月を経過するまで1月間

(2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（(1)を除く。）

現行	見直し後
<p>① 以下の者</p> <p>イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）</p> <p>⇒ 1月間</p>	<p>① 以下の者</p> <p>イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）</p> <p>⇒ 1月間</p>

② ①以外の者
⇒ 6月間

② 以下の者
 イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
 ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者
 ⇒ 3月間

③ ①、②以外の者
⇒ 6月間

(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 ((1) 及び (4) を除く。)

現行	見直し後
1年間	6月間

(4) 地域移行支援、地域定着支援 ((1) 及び (2) を除く。)

現行	見直し後
6月間	6月間

※ (3) の利用者 (以下「施設入所者等」という。) 及び見直し後 (2) の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 (以下「新サービス利用者」という。) は平成 30 年度から、その他の (2) の②は平成 31 年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成 (又は変更) を行うまでは、なお従前の例による。

※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。

【計画相談支援】

- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(2) 相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定する。
- 相談支援専門員が1月に標準担当件数を超過して、一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、基本報酬を減額する。

1人の相談支援専門員が担当する1月の標準担当件数 ⇒ 35件

- サービス利用支援費（Ⅰ）、継続サービス利用支援費（Ⅰ）、障害児支援利用援助費（Ⅰ）、継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を算定する場合取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。
- サービス利用支援費（Ⅱ）、継続サービス利用支援費（Ⅱ）、障害児支援利用援助費（Ⅱ）、継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を算定する場合取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

※ 取扱件数

⇒ 相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。）の平均値をいう。

取扱件数	1 ～ 39		40 ～	
基本報酬	サービス利用支援費（Ⅰ）	1458単位	サービス利用支援費（Ⅱ）	729単位
	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1207単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603単位
	障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1620単位	障害児支援利用援助費（Ⅱ）	811単位
	継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1318単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	659単位

(3) 基本報酬の見直し

計画相談支援・障害児相談支援

- サービス利用支援費は、初回加算により評価する前提で基本報酬を見直す。
- 継続サービス利用支援費は、業務負担量に応じて加算により評価することを前提に、モニタリング頻度の増加に伴う1回当たりの負担の軽減を考慮し、基本報酬を見直す。

業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる

※ (計画相談支援の基本報酬新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用する。)

※ 障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しも行わないことから、基本報酬は据え置く。(2)の取扱件数については障害児も対象。)

現行	見直し後
第1 計画相談支援費	第1 計画相談支援費
イ サービス利用支援費 1,611 単位	イ サービス利用支援費
	(1) サービス利用支援費 (I) 1,458 単位
	(2) サービス利用支援費 (II) 729 単位
□ 継続サービス利用支援費 1,310 単位	□ 継続サービス利用支援費
	(1) 継続サービス利用支援費 (I) 1,207 単位
	(2) 継続サービス利用支援費 (II) 603 単位
	注1) (1)、(2)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
	イ (1)を算定する場合 取扱件数(相談支援専門員1人当たりの前6月間における計画相談支援対象障害者等の数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。)の平均値をいう。以下同じ。)が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満

注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	705 単位	<p>の部分について算定する。</p> <p>□ (2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。</p>
注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	1,007 単位	<p>注 2) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (I) 552 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費 (I) 602 単位</p>
注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	<p>注 3) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (I) 854 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費 (II) 125 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費 (I) 904 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費 (II) 300 単位</p>
		<p>注 4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>継続サービス利用支援費 (I) を算定した場合に、1 月につき 9 単位を減算する。</p>
		<p>(経過的服务利用支援費・継続サービス利用支援費)</p> <p>※ <u>療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用する者に対しては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、以下のとおりとする。</u></p>
		<p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費 (I) 1,611 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費 (II) 806 単位</p>
		<p>□ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費 (I) 1,310 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費 (II) 655 単位</p>
		<p>注 1) (1)、(2) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上であ</p>

	<p>る場合において、40 未満の部分について算定する。</p> <p>□ (2)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。</p> <p>注 2) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (I) 705 単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費 (I) 705 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費 (II) 50 単位</p> <p>注 3) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費 (I) 1,007 単位</p> <p>(2) サービス利用支援費 (II) 202 単位</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費 (I) 1,007 単位</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費 (II) 352 単位</p> <p>注 4) 介護予防支援費重複減算</p> <p>サービス利用支援費 (I) 又は継続サービス利用支援費 (I) を算定した場合に、1 月につき 112 単位を減算する。</p>
<p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>1,611 単位</p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>1,310 単位</p>	<p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費 (I) 1,620 単位</p> <p>(2) 障害児支援利用援助費 (II) 811 単位</p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費 (I) 1,318 単位</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費 (II) 659 単位</p> <p>注 1) (1)、(2) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>イ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定する。</p> <p>□ (1)を算定する場合 取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定する。</p>

地域移行支援

- 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価し、新たな基本報酬を設定。

現行	見直し後
<p>第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費 2,323 単位</p>	<p>第3 地域移行支援 地域移行支援サービス費(I) 3,044 単位 地域移行支援サービス費(II) 2,336 単位</p> <p>※ 地域移行支援サービス費（I）を算定する事業所の要件</p> <p>(1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。</p> <p>(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。</p> <p>① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。</p> <p>② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（注）の修了者であること。</p> <p>（注） 都道府県地域生活支援事業（精神障害関係従事者養成研修事業）の一つ</p> <p>(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。</p> <p>「緊密な連携」の具体例（いずれも月1回以上が目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加 ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

地域定着支援

○ 深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による支援を評価し、新たな緊急時支援費を設定。

現行	見直し後
第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 302 単位 □ 緊急時支援費 705 単位	第4 地域定着支援 地域定着支援サービス費 イ 体制確保費 304 単位 □ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(I) 709 単位 (2) 緊急時支援費(II) 94 単位

(4) 特定事業所加算の拡充（計画相談支援・障害児相談支援）

○ 現行の類型に加え、新たに主任相談支援専門員（※）の配置を含む、より充実した支援体制を要件とした類型と、一定期間に限り現行の要件を緩和した類型を設ける。

（※） 基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う者。

詳細は共通編86ページへ

加算取得率が低調

⇒ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

現行	見直し後
特定事業所加算 （算定要件） イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	(1) 特定事業所加算（I） （算定要件） イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。

□ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

ハ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。

ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

□ 現行の特定事業所加算の（ロ）、（ハ）、（ホ）、（ヘ）の要件を満たすこと。

ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

（2）特定事業所加算（Ⅱ） 400 単位／月

※ 特定事業所加算（Ⅰ）の80/100

（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

□ 現行の特定事業所加算の（ロ）～（ヘ）の要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅰ）の（二）の要件を満たすこと。

（3）特定事業所加算（Ⅲ） 300 単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（Ⅰ）の（二）の要件を満たすこと。

※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、（二）の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。

（4）特定事業所加算（Ⅳ） 150 単位／月

※ 特定事業所加算（Ⅲ）の50/100

（算定要件）

	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算の（ロ）及び（二）～（ハ）を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算（I）の（二）の要件を満たすこと。</p> <p>※ 特定事業所加算（II）及び（IV）については、平成33（2021）年3月までとする。</p>
--	---

（5）その他の加算の創設・見直し

計画相談支援・障害児相談支援

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い支援の実施や、専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設。 ○ 入退院等のサービス利用の環境が大きく変化する状況における関係機関との連携や、サービス提供場面の確認等による丁寧なモニタリング等について、新たな加算として評価する。 |
|--|

《初回加算【新設】》

300 単位／月

- 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。
- 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。

《入院時情報連携加算【新設】》

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| （1）入院時情報連携加算（I）※ 医療機関を訪問しての情報提供 | 200 単位／月 |
| （2）入院時情報連携加算（II）※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供 | 100 単位／月 |

- 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。
- 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算（I）、（II）の同時算定不可。

《退院・退所加算【新設】》 200 単位／回

- 退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。
- 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

《居宅介護支援事業所等連携加算【新設】》 100 単位／月

- 障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。
- 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。

《医療・保育・教育機関等連携加算【新設】》 100 単位／月

- サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。
- 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

《サービス担当者会議実施加算【新設】》 100 単位／月

- 継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。
- 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。

《サービス提供時モニタリング加算【新設】》 100 単位／月

- 継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。
- 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。

◀行動障害支援体制加算【新設】▶ 35 単位/月

- 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

◀要医療児者支援体制加算【新設】▶ 35 単位/月

- 重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

◀精神障害者支援体制加算【新設】▶ 35 単位/月

- 精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

地域移行支援

- 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充する。
- 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充する。

◀体験利用加算【見直し】▶

	現行	見直し後
体験利用加算	300 単位/日	イ 体験利用加算（Ⅰ） 500 単位/日（初日から5日目まで） □ 体験利用加算（Ⅱ） 250 単位/日（6日目から15日目まで） ≪障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算の見直し≫ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50 単位

2 相談支援事業所が実施主体になり得る新サービスについて（自立生活援助）

（1）実施主体について

- 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助を行う者に限る。）
- 指定障害者支援施設
- 指定相談支援事業者

（2）人員に関する基準

地域生活支援員	指定自立生活援助事業所ごとに1以上 ⇒ 地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
サービス管理責任者	指定自立生活援助事業所ごとにイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じた数を配置 イ 利用者の数が30以下 1以上 ロ 利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
管理者	療養介護の管理者要件を準用

※ サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成し客観的な評価等を担う者であるため、業務の客観性を担保する観点から、地域生活支援員との兼務は認めない。

※ 自立生活援助事業所の従業者は原則として専従とする。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事させることができる。なお、相談支援事業所の従業者と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

（相談支援事業所の兼務要件にも注意）

※ 地域生活支援員及びサービス管理責任者の配置数の根拠となる「利用者の数」は前年度の平均値（前年度の全利用者数の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数）とする。

なお、平成30年4月施行時点においては、指定申請の際に登録する利用者の推定数の90%とする。

(3) 設備に関する基準

省令第206条の16（省令第205条の5準用）

- 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとする。

(4) 基本報酬について

- 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定の要件とする。
- 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

《自立生活援助サービス費の設定》

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ） ※退所等から1年以内の利用者

（1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月

（2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ） ※退所等から1年を超える利用者

（1）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,158単位／月

（2）利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 811単位／月

(5) 運営に関する基準

- （定期的な訪問による支援）省令第206条の18
指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

- (随時の通報による支援等) 省令第206条の19
 - 1 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
 - 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
 - 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(6) その他留意点

- サービス管理責任者は、サービス管理責任者研修において、地域生活(知的・精神)分野の講義等を受講した者を要件とする。
- 自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給は認めない。
また、就労定着支援についても、自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえるため、自立生活援助との併給は認められない。

(7) 指定申請について

- 提出必要書類 (18ページ資料参照)
- 提出期限
平成30年3月末提出 ⇒ 平成30年5月1日新規指定
※ 申請については事業者指導課の審査で、適正であると認められた場合に限り、提出書類(申請書類および添付書類)が受付された日の翌々月1日に指定されます。

3 その他

- 短期入所をサービス等利用計画案に位置付ける場合、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないように定めなければなりません。
 - ⇒ 参考省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚労省令第28号）第15条第2項第8号
 - 「相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第五条第八項に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。」
- 相談支援従事者資格の更新について（平成24年厚生労働省告示第227号）
相談支援従事者現任研修とは、指定相談支援事業所などにおいて相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方を対象とする研修です。相談支援専門員には、相談支援従事者初任者研修（他にも該当研修あり）修了年度の翌年度から5年度の間1回以上の現任研修の受講が義務付けられています。この期間内に修了しなかった場合は、相談支援専門員資格は失効しますのでご注意ください。
- 平成30年4月以降の報酬算定に係わる手続等について
 - ⇒ 21ページ資料参照
- 相談支援事業所指定・変更関係様式集掲載ページURL
http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00078.html
- 相談支援事業所実地指導における自主点検表の掲載ページURL
http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00105.html

(参考様式)

自立生活援助に係る事業者の指定申請に係る提出書類の一覧表

★ この一覧表も指定申請書類の上のせて提出してください。

申請者					受付番号	
実施主体						
事業所名		サービス		事業所番号		
	番号	申請書及び添付書類			申請者 チェック欄	備考
申請書類	1	指定障害福祉サービス事業者 指定申請書(様式第1号)				
		既に指定を受けている事業がある場合(別紙1) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定等に該当しない旨の誓約書(別紙2) 役員等名簿(別紙2付紙)				
	2	自立生活援助事業者の指定に係る記載事項(付表15)				
添付書類	3	申請者の定款、寄附行為等及び登記(全部)事項証明書(原本)又は条例等				
	4	事業所の平面図(参考様式1)				
	5	事業所の内外の写真				
	6	設備・備品等一覧表(参考様式2)				
	7	建築物関連法令協議記録(参考様式2-3)				
	8	管理者の経歴書(参考様式3)				
	9	サービス管理責任者の経歴書(参考様式3)				
	10	就任承諾書(参考様式3-2)				
	11	サービス管理責任者の配置要件に係る誓約書(参考様式11-2)(必要な場合)				
	12	実務経験証明書(参考様式4)・実務経験見込証明書(参考様式5)				
	13	運営規程				
	14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)				
	15	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙2-1)				
	16	組織体制図				
	17	資産の状況(資産の目録)				
	18	事業計画書・収支計画書(2年分)				
	19	賠償責任保険証書の写し				
	20	従業員の資格を証するもの(写し)				
	21	案内図又は位置図				
	22	主たる対象者を特定する場合の理由等(該当の場合のみ)(参考様式7)				
	23	原本証明(参考様式12)				
	24	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)				
	25	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(別紙)				
	26	各種加算届出様式(必要な場合)				
	27	事業用建物賃貸契約書(使用事業所が賃貸の場合のみ)				
	28	事業用建物登記事項証明書(使用事業所が自己所有の場合のみ)				
	29	業務管理体制に関する届出書(必要な場合)				
	30	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票				
	31	障害福祉サービス事業等開始届(写)				

- 備考 1 「受付番号」欄には、記載しないでください。
 2 「申請者チェック」欄に、「○」を付けて書類の漏れがないようにしてください。
 3 変更認可後の定款又は運営規程で後日提出するものは、その旨「備考」欄に記載してください。
 4 同一事業所内の複数のサービスを実施し添付書類の省略をする場合、省略する書類の「備考」欄に、どの申請書(サービス)に添付しているのかその旨記載してください。

新規の事業を開始する場合、障害者総合支援法に基づく開始届(上記31)を市(障害福祉課)に提出していますか。	はい ・ 届出中 ・ いいえ
---	----------------

自立生活援助について、定款に記載されていますか。	はい ・ 変更認可手続き中 ・ いいえ
--------------------------	---------------------

申請担当者連絡先	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	FAX番号
	E-mail

変更届に係る添付書類確認表（平成30年4月（暫定版））

指定事業者は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所の名称・所在地（設置の場所）の変更等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、相談支援給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。

【提出が必要な書類】

- 1 変更届出書（様式第3号）
- 2 添付書類（次の表を参考にしてください）
- 3 各加算ごとの届出書（加算についての届出の場合）

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類
1	事業所の名称	・付表 ・運営規程
2	事業所の所在地	・付表 ・運営規程 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書又は建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書
5	代表者の氏名及び住所	・法人履歴全部事項証明書 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て） ・役員等名簿
6	定款、寄附行為等及びその登記事項又は条例等	・法人定款、寄附行為等 ・法人履歴全部事項証明書
7	事業所の平面図	・平面図 ・変更箇所を撮影した写真 （・建築物関連法令協議記録）
8	管理者の変更	・付表 ・経歴書 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て） ・役員等名簿 ・就任承諾書
	管理者の住所変更	・付表 ・経歴書 ・役員等名簿
	管理者の氏名変更	・付表 ・経歴書 ・役員等名簿 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））
9	相談支援専門員の変更	・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書
	相談支援専門員の住所変更	・付表 ・経歴書
	相談支援専門員の氏名変更	・付表 ・経歴書 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類	
10	指定地域相談支援の提供に当たる者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書 	
	指定地域相談支援の提供に当たる者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 	
	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 (・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)) 	
11	運営規程	従業者の職種・員数、職務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・従業者の資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
		利用者から受領する費用及びその額	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
		主たる対象とする障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・主たる対象者を特定する理由書
		サービスの提供方法及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
		通常の事業の実施地域	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
11	相談支援給付費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号) ・相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表 	
	地域生活支援拠点該当		
	施設区分(地域移行支援)		
	特定事業所加算(計画相談支援・障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算に係る届出書 ・計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(根拠となる書類を含む。) 	
	行動障害支援体制加算(計画相談支援・障害児相談支援)		
	要医療児者支援体制加算(計画相談支援・障害児相談支援)		
	精神障害者支援体制加算(計画相談支援・障害児相談支援)		
12	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・誓約書(一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て) ・役員等名簿 	
	役員の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・役員等名簿 	
	役員の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・役員等名簿 	

※上記の事項については、あくまで例示ですので、実際の手続(必要書類等)については、岡山市事業者指導課にご相談ください。

岡山市内指定相談支援事業所 様

岡山市保健福祉局事業者指導課

平成30年4月以降の報酬算定に関わる手続等について(お知らせ)

通常、介護給付費及び訓練等給付費等の算定に係る体制届については、異動月の前月15日までに岡山市へ提出することとなっておりますが、4月に予定されている報酬改定を踏まえ、平成30年4月1日を異動日とする体制届に係る手続等を次のとおりとしますので、ご承知の上、期日までに適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、この度の報酬改定にて、新たな加算の創設や、地域移行支援の基本報酬における新たな区分の創設等、改正が広範囲であるため、全ての指定一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)において、下記の書類を提出していただくこととします。(特定相談・障害児相談事業所については下記に詳細)

また、今後、国から示される情報等により、お示した取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

記

1 提出期限 平成30年4月10日(火)必着

2 提出必要事業所

(1) 指定一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)

新たに創設される地域移行支援の基本報酬の区分を判定するため、平成30年4月1日以降、体制の異動がない場合でも、必ず下記提出書類をお届けください。

(2) 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

新たに創設される加算を算定する場合は、下記提出書類をお届けください。

なお、提出期限までに提出がない場合は、加算の算定はないものとして扱いますので、ご注意ください。

※ (1)及び(2)のどちらのサービスも実施している事業所につきましては、(1)及び(2)をまとめて、下記提出書類を1部お届けください。

※ (1)及び(2)のどちらの場合においても、期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定(単位数の増)はできません。

また、平成30年4月16日以降に提出された場合は、最速でも平成30年6月1日適用となりますのでご注意ください。

3 提出書類

- ① 変更届出書（様式第3号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ③ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- ④ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算を算定する場合のみ）

※ ③は新しい様式（案）になっています。④加算に係る届出書は今後示される報酬告示改正等を基に様式を変更する予定ですので、ご注意ください。

4 提出先

〒700-0913
岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局事業者指導課障害事業者係

5 その他留意事項等

地域移行支援は前年度の実績等（利用者数等）により、次年度の基本報酬の算定区分が変わる予定ですので、期日までに手続が完了するよう、実績の集計等の準備をお願いします。

岡山市事業者指導課 障害事業者係
TEL 086-212-1015
FAX 086-221-3010

変更届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

所在地
届出者 名 称
代表者

印

次のとおり指定に係る事項を変更したので、

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第1項(第3項)
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定により届け出ます。

	事業所番号(一般相談支援・特定相談支援)	
	事業所番号(障害児相談支援)	
指定内容を変更した事業所	名 称 所 在 地 サ ー ビ ス の 種 類	
変更があった事項	変更の内容	
1 事業所の名称	(変更前)	
2 事業所の所在地		
3 申請者の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名		
6 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7 事業所の平面図	(変更後)	
8 事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
9 相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
10 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
11 運営規程		
11 相談支援給付費の請求に関する事項		
12 役員の氏名, 生年月日及び住所		
変更年月日	年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付 印

様式第2号（第3条関係）

相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書

平成 年 月 日

岡山市長 様

届出者 所在地
 名称
 代表者



このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所	名称					
	所在地	〒 岡山市				
	連絡先	電話番号		担当者	職名	
		メールアドレス			氏名	

届出を行うサービス・施設の種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
計画相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域移行支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域定着支援			1 新規 2 変更 3 終了		
障害児相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		

特記事項	変更前		変更後	

関係書類	別紙のとおり
------	--------

- 備考 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
 2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
 3 「変更項目」欄には、別紙「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受付印

相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表

事業の種類	事業所名		事業所番号							適用開始年月日			
	一般相談支援事業所	特定相談支援事業所	3	3							年	月	日
			3	3									
			3	3									
			3	3									
事業の種類	該当する体制等		適用開始年月日										
	地域区分	1 岡山市 2 その他	年	月	日								
地域移行支援	施設区分	1 I 2 II	年	月	日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年	月	日								
地域定着支援	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年	月	日								
計画相談支援	相談支援特定事業所	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし	年	月	日								
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年	月	日								
障害児相談支援	相談支援特定事業所	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし	年	月	日								
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり	年	月	日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当	年	月	日								

※ 上記の地域区分の「岡山市」については、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に規定された地域区分上は、次のとおり扱われますが、地域区分名にかかわらず、この間の加算率(%)は変わりません。

一般相談支援に係る地域区分名の適用読替表
特定相談支援に係る地域区分名の適用読替表

障害児相談支援に係る地域区分名の適用読替表

適用年度	地域区分
平成27年度	6級地
平成28年度	6級地
平成29年度	6級地
平成30年度	7級地

適用年度	地域区分
平成27年度	12級地
平成28年度	7級地
平成29年度	7級地
平成30年度	7級地